

議案第 24 号

北栄町立中学校運動部活動外部指導者に関する要綱の制定について

北栄町立中学校運動部活動外部指導者に関する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町立中学校運動部活動外部指導者に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運動部活動外部指導者(北栄町立中学校の運動部活動において指導を行う当該学校の教職員以外の者をいう。以下「外部指導者」という。)について、その職務その他必要な事項を定めることにより、部活動の充実を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 外部指導者は、指導するスポーツに係る専門的な知識及び技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、当該学校の校長の推薦を受け、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(職務)

第3条 外部指導者は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次の各号に掲げる職務を行う。なお、外部指導者が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げない。

- (1) 顧問の指導方針に沿った実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 用具・施設の点検・管理
- (4) 年間・月間指導計画の作成。ただし、外部指導者が作成する場合には、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教職員等と連携して作成し、校長の承認を得るものとする。
- (5) 生徒指導に係る対応。ただし、外部指導者は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うものとし、いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教職員等に連絡し、教職員等とともに学校として組織的に対応を行うものとする。
- (6) 事故が発生した場合の現場対応。ただし、学校全体で協力して対応する必要

があるため、直ちに教職員等に連絡するものとする。

(7) 教育委員会が指定する研修会等への参加

- 2 外部指導者は、当該部活動の顧問である教職員等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図るものとする。

(委嘱期間等)

第4条 外部指導者の委嘱期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

- 2 1回の指導時間は2時間程度とする。
- 3 指導回数は、校長が必要と認める回数とする。

(報償)

第5条 外部指導者の報償の額は、指導1回当たり2,650円とし、1回の指導が2時間を超える場合は、その2時間を超えた時間に対して1時間当たり1,325円とする。ただし、1日6時間を限度とし、年間の総額は10万円を上限とする。

(服務)

第6条 外部指導者は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例並びに北栄町教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

(解職)

第7条 教育委員会は、外部指導者が次の各号のいずれかに該当する場合は、校長及び教職員等の意見を聴いた上で、解職することができる。

- (1) 心身の故障により、その職務に耐えられないと認められる場合
- (2) 生徒の人格を傷つける言動や体罰を行った場合
- (3) 生徒及び保護者の信用を損なうような行為を行った場合
- (4) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適性を欠く場合
- (5) その他外部指導者を置くべき事由がなくなつたと認められる場合

(費用弁償)

第8条 外部指導者が教育委員会の指定する研修会に参加した場合には、年間1回に限り費用を弁償する。費用弁償の額は、北栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年北栄町条例第12号)の規定を準用する。

(災害補償)

第9条 外部指導者が、活動中において被った傷害等については、教育委員会が加入する傷害保険の範囲内で補償を行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 25 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づき、北栄町立学校の児童生徒等の保護者から徴収する共済掛金の額に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

第2条 共済掛金のうち児童生徒等の保護者から徴収する額(以下「保護者負担額」という。)は、次の表のとおりとする。

区分	保護者負担額(年額)
町立小学校	児童1人につき 460円
町立中学校	生徒1人につき 460円
町立こども園	乳児又は幼児1人につき 135円

(共済掛金の免除)

第3条 北栄町教育委員会は、北栄町立学校の児童又は生徒の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているときは、保護者負担額を徴収しない。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 26 号

北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2020 年 3 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町産後ケア事業実施要綱(平成30年北栄町告示第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業の種類及び内容)</p> <p>第3条 事業の種類及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) デイサービス型 <u>生後4箇月未滿の乳児とその母親(以下「母子」という。)</u>又は、<u>生後4箇月未滿の乳児のみ</u>を日帰りで施設利用させ、母親の心身の休養を図るとともに、次に掲げる支援を行う。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 宿泊型 <u>生後4箇月未滿の乳児とその母親</u>を一緒に宿泊させて、母親の体力の回復を図るとともに、次に掲げる母体ケア及び乳児ケア等を行う。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) アウトリーチ型 委託した助産師等が<u>生後1歳未滿の乳児とその母親</u>の自宅等に訪問し、母親の心身の休養を図るとともに、次に掲げる支援を行う。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(利用料)</p> <p>第9条 前条の規定による事業の利</p>	<p>(事業の種類及び内容)</p> <p>第3条 事業の種類及び内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) デイサービス型 乳児(<u>おおむね生後4か月までに限る。以下同じ</u>)とその母親(以下「母子」という。)又は乳児のみを日帰りで施設利用させ、母親の心身の休養を図るとともに、次に掲げる支援を行う。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 宿泊型 <u>母子</u>を一緒に宿泊させて、母親の体力の回復を図るとともに、次に掲げる母体ケア及び乳児ケア等を行う。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) アウトリーチ型 委託した助産師等が<u>母子</u>の自宅等に訪問し、母親の心身の休養を図るとともに、次に掲げる支援を行う。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(利用料)</p> <p>第9条 前条の規定による事業の利</p>

用承認を受け、利用した者(以下「利用者」という。)は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める区分に応じた利用料を、町の発行する納入通知書により、町へ支払わなければならない。ただし、鳥取県産後ケア利用料無償化事業補助金の適応を受ける場合は、全額を免除する。

用承認を受け、利用した者(以下「利用者」という。)は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める区分に応じた利用料を、町の発行する納入通知書により、町へ支払わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(利用の申請に係る様式の使用)
- 2 鳥取県産後ケア利用料無償化事業補助金の適応を受ける場合は、第7条第1項の規定による北栄町産後ケア事業利用申請書(様式第1号)は、町長が別に定めるものを使用するものとする。

議案第 27 号

北栄町立大栄中学校学校運営協議会設置要綱の制定について

北栄町立大栄中学校学校運営協議会設置要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町立大栄中学校学校運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北栄町立大栄中学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について、北栄町学校運営協議会規則(令和2年北栄町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)で規定するもののほか、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、北栄町立大栄中学校区(以下「学校」という。)の保護者及び地域住民等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画等のもと、学校と地域住民等との信頼関係を深め、めざす子どもの姿を共有して生徒の健全育成に取り組むものとする。

(会議)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、規則第13条に定めるもののほか次の各号によるものとする。

- (1) 会議は年4回程度開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に会議を開催することができる。
- (2) 会長は、必要に応じ、議事に関連する学校の教職員及び地域住民等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第4条 協議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局を、学校に置くものとする。

- 2 校長は事務担当者を指名する。
- 3 事務担当者は、協議会活動の記録及び会議開催の通知等の事務を処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

議案第 28 号

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する
規程の制定について

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2020 年 3 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規
程

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程(平成17年北栄町教育委員会訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(兼職及び他の事業等の従事)</p> <p>第18条 職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。次項及び第3項において同じ。)は、教育に関する他の職を兼ね又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するときは、兼職許可願(様式第13号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(兼職及び他の事業等の従事)</p> <p>第18条 職員は、教育に関する他の職を兼ね又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するときは、兼職許可願(様式第13号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

北栄町立学校県費負担教職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する
要綱の制定について

北栄町立学校県費負担教職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する要綱を制定
したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の
承認を求める。

2020 年 3 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町立学校県費負担教職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する要綱

北栄町立学校県費負担教職員旧姓使用取扱要綱(平成18年北栄町教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(旧姓使用届)</p> <p>第4条 職員(非常勤職員を除く。)は、第2条の規定による旧姓の使用をしようとするときは、履歴書又は本籍(氏名)変更届の提出の際に、旧姓使用届(様式第1号)を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 職員(非常勤職員に限る。)は、第2条の規定による旧姓の使用をしようとするときは、採用及び任命の後、又は戸籍上の氏を改めた後1か月以内に旧姓使用届(様式第1号)を、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(旧姓使用届)</p> <p>第4条 職員(賃金支弁に係る職員及び非常勤職員を除く。)は、第2条の規定による旧姓の使用をしようとするときは、履歴書又は本籍(氏名)変更届の提出の際に、旧姓使用届(様式第1号)を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 職員(賃金支弁に係る職員及び非常勤職員に限る。)は、第2条の規定による旧姓の使用をしようとするときは、採用及び任命の後、又は戸籍上の氏を改めた後1か月以内に旧姓使用届(様式第1号)を、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 30 号

北栄町立大栄小学校スクールバス運転手勤務要綱の一部を改正する
要綱の制定について

北栄町立大栄小学校スクールバス運転手勤務要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2020 年 3 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町立大栄小学校スクールバス運転手勤務要綱の一部を改正する要綱

北栄町立大栄小学校スクールバス運転手勤務要綱(平成17年北栄町教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任用)</p> <p>第1条 北栄町立大栄小学校スクールバス運転手の任用は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用し、任用期間は<u>その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。</u></p> <p>2 <u>任用は、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が交付する辞令をもって行う。</u></p> <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>(報酬等)</p> <p>第3条 <u>報酬、手当及び費用弁償については、北栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和●年北栄町条例第●号)の定めるところによる。</u></p>	<p>(任用)</p> <p>第1条 北栄町立大栄小学校スクールバス運転手の任用は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項の規定により<u>臨時的に任用される職員として任用し、任用期間は1箇年を限度とする。ただし、必要に応じ更新することができるものとし、任用は北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が交付する辞令をもって行う。</u></p> <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>有給休暇は、1箇月に1日与えるものとする。</u></p> <p>(賃金)</p> <p>第3条 <u>賃金は、月額賃金として教育委員会が定めた別表の額を支給する。ただし、欠勤日のある場合は23日をもって日割計算し除した額とする。</u></p> <p>第4条 <u>学校の都合により日曜日、土</u></p>

(身分保障)

第4条 身分保障については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係諸法に基づき健康保険、厚生年金に加入し、法等の基準に従いこれを負担する。

(退職)

第5条 略

(分限及び懲戒)

第6条 略

第7条 略

曜日、休日に振替事業等で運行する場合は、その振替休業日を運休日とし特別に手当は支給しない。

(身分保障)

第5条 身分保障については町村職員退職手当組合に加入するとともに、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係諸法に基づき健康保険、厚生年金に加入し、法等の基準に従いこれを負担する。

(退職)

第6条 略

(分限及び懲戒)

第7条 略

第8条 略

(その他)

第9条 任用に当たっては、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書の提出を求めるものとする。

別表(第3条関係)

教育委員会が定める月額賃金

<u>スクールバス</u>	月額 215,700円
<u>運転手賃金</u>	1日8時間を超える勤務となったときは、1時間につき1,625円を別途支給する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 31 号

北栄町立中学校部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

北栄町立中学校部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則を制定したい
ので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求め
る。

2020 年 3 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町立中学校部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則

北栄町立中学校部活動指導員に関する規則(平成29年北栄町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北栄町立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する部活動指導員(以下「指導員」という。)について、その職務その他必要な事項を定めることにより、<u>教員の負担軽減や部活動の質的な向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(任命)</p> <p>第2条 指導員は、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識、技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、教育委員会が任命するものとし、その身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する<u>会計年度任用職員</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北栄町立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する部活動指導員(以下「指導員」という。)について、その職務その他必要な事項を定めることにより、<u>部活動の指導体制の充実を図ることを目的とする。</u></p> <p>(任命)</p> <p>第2条 指導員は、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識、技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、教育委員会が<u>校長の意見を聴いて</u>任命するものとし、その身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に定める職員とする。</p> <p>(服務)</p> <p>第4条 <u>指導員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例並びに北栄町教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指導員は、指導に当たり適切な練習時間及び休養日を設けなければならない</u></p>

(任期)

第4条 指導員の勤務期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

(研修)

第5条 略

(報酬)

第6条 略

(費用弁償)

第7条 指導員の費用弁償の額は、北栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年北栄町条例第12号)の定めるところによる。ただし、通勤に係る費用については、弁償しない。

(休暇)

ない。

3 指導員は、生徒、保護者の信用を損なうような行為をしてはならない。

(期間及び回数)

第5条 指導員の勤務期間は、任命の時から当該年度の3月31日までとする。ただし、関係団体等との協議により勤務期間を延長することができる。

2 指導員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が別に定める。

(研修)

第6条 略

(分限)

第7条 指導員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを免職することができる。

(1) 生徒の人格を傷つける言動や体罰を行った場合

(2) 生徒、保護者の信用を損なうような行為を行った場合

(3) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適性を欠く場合

(報酬)

第8条 略

(費用弁償)

第9条 指導員が指導者研修会に参加した場合には、年間1回に限り費用弁償を支給する。支給額については、北栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年北栄町条例第38号)の規定を準用する。

第8条 指導員については、休暇を付与しない。

(災害補償)

第9条 略

(その他)

第10条 略

(災害補償)

第10条 略

(その他)

第11条 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 32 号

北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年3月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則

第1条 北栄町外国語指導助手就業規則(平成17年北栄町教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
北栄町外国語指導助手 <u>任用</u> 規則	北栄町外国語指導助手 <u>就業</u> 規則
目次	目次
第1章 総則(第1条・第2条)	第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 職務(第3条)	第2章 職務(第3条)
第3章 <u>任期</u> 及びその終了(第4条・第5条)	第3章 <u>任用期間</u> 及びその終了(第4条—第6条)
第4章 <u>報酬</u> その他の給付(第6条—第9条)	第4章 <u>給料</u> その他の給付(第7条—第10条)
第5章 勤務時間、休日 <u>及び</u> 休暇(第10条—第13条)	第5章 勤務時間、休日、 <u>休暇</u> 及び休職(第11条—第19条)
第6章 服務(第14条—第24条)	第6章 服務(第20条—第28条)
第7章 懲戒等(第25条—第29条)	第7章 懲戒(第29条)
第8章 公務災害補償等(第30条・第31条)	第8章 公務災害補償等(第30条・第31条)
附則	附則
(目的)	(目的)
第1条 略	第1条 略
2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)</u> その他の法令 <u>並びに</u> 町の条例 <u>及び</u> 規則(以下「 <u>法令等</u> 」という。)の定めるところによる。	2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、 <u>労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「<u>労基法</u>」という。)</u> その他の法令 <u>及び</u> 町の条例(以下、 <u>労基法と併せて「<u>法令など</u>」</u> という。)の定めるところによる。

第3章 任期及びその終了
(任期)

第4条 外国語指導助手の任用は、来日日の翌日から同日の属する年度の3月31日まで(以下「前半任期」という。)及び次年度の4月1日から来日日まで(以下「後半任期」という。)とする。

2 前項の任期満了後、町は、外国語指導助手として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度1年間の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町は、引き続き5年間の任期が経過した場合には、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第5条 外国語指導助手は、前条の任期は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、同条の任期の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第3章 任用期間及びその終了
(任用期間)

第4条 外国語指導助手の任用期間は、来日日の翌日から同日の属する年度の3月31日まで(以下「前半任期」という。)及び翌年度4月1日から来日日の1年後まで(以下「後半任期」という。)とする。

2 前項の任用期間満了後、町は、外国語指導助手として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度1年間の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合には、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第5条 外国語指導助手は、前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、前条の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(免職)

第6条 町は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手を免職することができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令など又はこの規則に違反した場合

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 当該外国語指導助手の担当する職務に著しくふさわしくない行為

があった場合

(4) 身体又は精神の障がいにより職務に堪えられないと認められる場合

(5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

(6) 勤務しない日が連続して60日(勤務しないことの原因が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。)を超えた場合

(7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項の規定にかかわらず、町は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため外国語指導助手に対して給料を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の給料を支払って外国語指導助手を免職することができる。

3 外国語指導助手が免職された場合、町は給料その他一切の給付を行わない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬等及びその計算)

第6条 外国語指導助手の報酬は、税控除前の額で来日1年目については月額28万円(年額336万円)、2年目については月額30万円(年額360万円)、3年目については月額32万5千円(年額390万円)、4年目及び5年目

第4章 給料その他の給付

(給料等及びその計算)

第7条 外国語指導助手の給料は、税控除前の額で来日1年目については月額28万円(年額336万円)、再任用された場合の2年目については月額30万円(年額360万円)、3年目については月額32万5千円(年額390万

については月額33万円(年額396万円)とする。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。
- 4 報酬の時間割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項で規定する1週間あたりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

5 期末手当は、支給しない。

(報酬の減額)

第7条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を同条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった

円)、4年目及び5年目については月額33万円(年額396万円)とする。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る給料の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。
- 4 給料の時間割計算に当たっては、給料の月額に12を乗じ、その額を第11条1項で規定する1週間あたりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

5 町は、北栄町職員の給与に関する条例(平成17年北栄町条例第43号)第11条及び第12条の規定に準じ、外国語指導助手に住居手当及び通勤手当を支給する。

(給料の減額)

第8条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の給料から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった

時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 略

(費用弁償等)

第8条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。

2及び3 略

第9条 略

第5章 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間)

第10条 略

2 外国語指導助手の勤務時間の割振りは、月曜日から木曜日までは、午前8時20分から午後4時40分まで、金曜日においては午前8時20分から午後1時までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から木曜日は45分間の休憩時間を設け、この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるものとする。

3 略

4 前項の勤務にあたっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

時間の属する月の給料からこれを減額できなかつたときは、翌月の給料からこれを減額するものとする。

2 略

(費用弁償等)

第9条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員の例により、費用を弁償する。

2及び3 略

第10条 略

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第11条 略

2 外国語指導助手の勤務時間の割振りは、月曜日から木曜日までは、午前8時20分から午後4時40分まで、金曜日においては午前8時20分から午後1時までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日は45分間の休憩時間を設け、この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるものとする。

3 略

4 前項の勤務にあたっては、労基法第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

5 略

(休日)

第11条 略

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、第4条第1項に定める任期中において、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 任用初年が令和元年度以前である外国語指導助手については、20日間とする。ただし、20日間の年次有給休暇のうち、10日間は課業日及び長期休業中に取得できるものとし、10日間は長期休業中のみ取得できるものとする。

(2) 任用初年が令和2年度以降である外国語指導助手については、任用初年については12日間、再任用された場合の2年目については13日間、3年目については14日間、4年目については15日間、5年目については17日間とする。

2 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

5 略

(休日)

第12条 略

(年次有給休暇)

第13条 外国語指導助手は、第4条第1項に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。ただし、20日間の年次有給休暇のうち、10日間は課業日及び長期休業中に取得できるものとし、10日間は長期休業中のみ取得できるものとする。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 外国語指導助手が第4条第1項の任用期間終了後、町に再度任用される場合には、10日間を限度として年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 所属長は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

5 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数を限度として、次の任期に繰り越すことができる。

(1) 任用初年が令和元年度以前である外国語指導助手については、10日とする。

(2) 任用初年が令和2年度以降である外国語指導助手については、20日とする。

3 外国語指導助手は、年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。

4 所属長は、外国語指導助手から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数におい

(特別休暇)

第13条 別表第1の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

て同じ。)を超えることができない。病
気休暇を承認された期間(第16条に
定める休職期間を含む)と期間の間
が7日に満たないときは、これらの二
の期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げ
る場合とし、その期間は、当該各号に
掲げる期間とする。

(1) 父母、配偶者等が死亡した場合
父母、配偶者、子が死亡した場合
は、連続する10日の範囲内の期
間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場
合は、連続する5日の範囲内の期
間

(2) 外国語指導助手本人が結婚す
る場合 連続5日の範囲内の期間

(3) 不可抗力の災害により自己の住
居が損壊した場合 被害の程度に
応じ町が必要と認める期間

(4) 通勤に要する交通機関の事故
等による交通途絶の場合 当該交
通途絶が解消するまでの期間

(5) 女子の外国語指導助手が6週
間(多胎妊娠の場合にあつては、14
週間)以内に出産する予定である
場合 出産の日までの届け出た期
間

(6) 女子の外国語指導助手が出産
した場合 出産の日の翌日から8週
間を経過するまでの日。ただし、産
後6週間を経過した女子の外国語

指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

(7) 女子の外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日

(9) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間(養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。)

(10) 夏季における心身の健康維持及び増進のために勤務しないことが相当であると認められる場合(7月から9月までの期間内における、勤務を要しない日を除いて3日の範囲内)

(11) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 別表第2の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

2 前項第1号から第4号まで及び第10号、第11号の特別休暇は、有給とし、第5号から第9号までの特別休暇は無給とする。

(休職)

第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気(第18条第1項の疾病を除く。)、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。)を超える場合においては、町は、当該外国語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の給料の支給は、次に定めるところによる。

(1) 勤務できない事由が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、給料から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは給料の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは給料の半額を支給し、60日を超えるときは給料を支給しない。

(起訴休職)

第17条 外国語指導助手が刑事事件に関し起訴されたときは、町は、当該外国語指導助手を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間

中は給料の6割を支給する。

(勤務禁止)

第18条 外国語指導助手が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、町は、当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の給料の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第19条 第14条第1項、第15条第1項第1号から第4号まで及び第10号の休暇を取得する場合は予定日数を、同項第11号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第15条第1項第5号から第9号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることがで

(職務命令に従う義務)

第14条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第15条 町は、外国語指導助手の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第16条 略

(信用失墜行為の禁止)

第17条 略

(守秘義務)

第18条 略

(政治的行為の制限)

きない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。
この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 第17条第1項の規定による休職及び第18条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

(職務命令に従う義務)

第20条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(勤務成績の評定)

第21条 町は、外国語指導助手の執務について、別に定める要領に基づき勤務成績の評定を行うものとする。

(職務専念義務)

第22条 略

(信用失墜行為の禁止)

第23条 略

(守秘義務)

第24条 略

第19条 外国語指導助手は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第20条 外国語指導助手は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第21条 略

(営利企業への従事等の制限)

第22条 外国語指導助手は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくはジムにも従事することのないよう努めなければならない。

2 外国語指導助手は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第23条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第24条 略

第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第25条 町は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することが

(ハラスメントの禁止)

第25条 略

(営利企業等の従事制限)

第26条 外国語指導助手は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは町以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第27条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第28条 略

第7章 懲戒

できる。

(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 町は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 別表第2第5号及び第6号に規定する場合を除く外、外国語指導助手が病気(第28条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。)を超える場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

(懲戒処分)

第26条 町は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 略
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

第29条 町は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 減給 1回につき平均給料の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における給料の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 略
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。

い。

(休職期間中の報酬)

第27条 第25条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 同条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 同条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 同条第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第28条 外国語指導助手が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、町は当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するお

それのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第29条 第13条第1項に掲げる休暇を取得する場合は予定日数をあらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第13条第2項に掲げる休暇を取得する場合は予定日数をあらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない

3 負傷又は疾病のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職をする場合は、医師の診断書等を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 第25条第2項第2号による休職及び第28条第1項による勤務禁止の原因

<p><u>となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。</u></p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第30条 略</p> <p>(公務外の災害補償)</p> <p>第31条 町は、<u>海外旅行傷害保険契約</u>の締結により、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における補償について配慮するものとする。</p>	<p>(公務災害補償)</p> <p>第30条 略</p> <p>(公務外の災害補償)</p> <p>第31条 町は、<u>損害保険契約の締結</u>により、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における<u>損害補償</u>について配慮するものとする。</p>
---	--

第2条 北栄町外国語指導助手就業規則の一部を次のように改正する。

附則の次に別表として、次の3表を加える。

別表第1(第13条関係)

事由	期間
(1) 外国語指導助手が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認められる期間
(2) 外国語指導助手が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日の5日前の日から結婚の日後1月を経過する日までの期間における連続する5日の範囲内の期間
(3) 妊娠中又は産後1年以内の女性の外国語指導助手が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師の特別の指示があっ

	た場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)、1日の範囲内でその都度必要と認める期間
(4) 妊娠中の女性の外国語指導助手が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は捕食するために必要と認める期間
(5) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該任期において子1人につき4日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(6) 外国語指導助手の親族(別表第5の死亡した者欄に掲げる者に限る。)が死亡した場合で、外国語指導助手が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族に応じ別表第3の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
(7) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	任用初年が令和元年度以前である外国語指導助手にあっては、7月から9月までの期間内における3日
	任用初年が令和2年度以降である外国語指導助手にあっては、7月から9月までの期間内における1日
(8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する	その都度必要と認める期間

<p>医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)の規定による健康診断、交通の制限又は遮断により勤務することが困難であると認められる場合</p>	
<p>(9)地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、外国語指導助手が勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 外国語指導助手の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 外国語指導助手及び111当該外国語指導助手と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該外国語指導助手以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
<p>(10) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>(11) 地震、水害、火災その他の災害時において、外国語指導助手が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>(12) 子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の参観日のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該任期において子1人につき2日(子2人以上の場合4日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>
<p>(13) 外国語指導助手が、不妊治療を受ける場合</p>	<p>当該任期において6日の範囲内の期間</p>
<p>(14) 外国語指導助手が公務上の負傷又は疾</p>	<p>医師の証明等に基づき、最少</p>

病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	限度必要と認める期間
(15) 任用初年が令和元年度以前である外国語指導助手が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき、最少限度必要と認める期間で、当該年度において 20 日の範囲内の期間

別表第2(第13条関係)

事由	期間
(1) 外国語指導助手が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認められる期間
(2) 妊娠中の女性の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度その他の通勤事情が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で相当であると認める期間
(3) 妊娠中の女性の外国語指導助手が、次号に定める場合を除き、妊娠に起因する障がいのため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲でその都度必要と認められる期間
(4) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に出産する予定である女性の外国語指導助手が申し出た場合	請求した日から出産の日までの申し出た期間
(65) 女性の外国語指導助手が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女性の外国語指

	導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
(6) 生後1年に達しない子を育てる外国語指導助手が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき。	1日2回それぞれ 30 分以内の期間(男性の外国語指導助手にあっては、その子の当該外国語指導助手以外の親が当該外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
(7) 女性の外国語指導助手が生理日において勤務することが著しく困難である場合	その都度必要と認める期間
(8) 北栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年北栄町条例第31号)第17条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該任期において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
(9) 任用初年が令和2年度以降である外国語指導助手が負傷又は疾病のため療養する	当該任期において 20 日の範囲内の期間

必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(別表第1第 14 号に掲げる公務上の負傷又は疾病を除く。)	
--	--

別表第3(第13条関係)

死亡した者		日数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。)		10日
血族及び生計を一にする姻族	1親等の直系尊属(父母)	7日
	1親等の直系卑属(子)	5日
	2親等の直系尊属(祖父母)	3日
	2親等の直系卑属(孫)	1日
	2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日
	3親等傍系尊属(伯叔父母)	1日
姻族	1親等の直系尊属	3日
	1親等の直系卑属	1日
	2親等の直系尊属	1日
	2親等の傍系者	1日
	3親等の傍系尊属	1日

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。